

宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

平成20年3月20日  
制 定

(趣旨)

第1条 宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻(以下「本専攻」という。)に、本専攻におけるファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動を推進及び支援するため、宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻FD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を取り扱う。

- (1) FDに関する情報交換及びその共有に関すること。
- (2) FDに関する活動を推進及び支援すること。
- (3) FDに関する事項について、必要に応じ専攻会議及び研究科委員会に提言を行うこと。
- (4) その他FDに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、教育臨床心理専修、日本語支援教育専修の各専修から選出された教員各2人をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の中から互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員に事故あるときは、代理の者が出席できるものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。